

入札時の注意点

入札時に入札書ごとに次の各書面を提出する必要があります。

- 1 暴力団員等に該当しない旨の陳述書
- 2 住民票（入札者が個人の場合）又は資格証明書（入札者が法人の場合）
- 3 宅地建物取引業の免許証の写し（入札者が宅地建物取引業者の場合）

- ◆ 上記 1 及び 2 の各書面は，入札時に提出がないと無効になります。また，記載に不備があった場合，入札が無効になる場合があります。
- ◆ 上記 1 の陳述書の「陳述」欄にある「☐自己の計算において・・・ありません。」の□のチェックは，入札者が他人から資金の提供を受けて入札に参加する場合など「自己の計算において買受けの申出をさせようとする者」がいる場合のみチェックするものです。チェックを入れた場合には，陳述書の注意書 9 を参照の上，必ず別紙も添付してください。

入札書及び添付書類の提出先

〒 0 8 5 － 0 8 2 4

釧路市柏木町 4 番 7 号

釧路地方裁判所 執行官室

電話 直通 0 1 5 4 － 4 2 － 5 9 6 6

期 間 入 札 の 公 告

令和 7 年 10 月 23 日

釧路地方裁判所民事部

裁判所書記官 梅 津 健太郎

別紙物件目録記載の不動産を下記のとおり期間入札に付します。

記

入札期間	令和 7 年 11 月 7 日から 令和 7 年 11 月 14 日まで
開札期日	日 時 令和 7 年 11 月 19 日 午前 10 時 00 分 場 所 釧路地方裁判所売却場
売却決定 期日	日 時 令和 7 年 12 月 3 日 午前 9 時 45 分 場 所 釧路地方裁判所民事部
特別売却 実施期間	令和 7 年 11 月 20 日から 令和 7 年 11 月 25 日まで
買受申出の保証の 提供方法	下記のいずれかによる。 (1) 当裁判所の預金口座に金銭を振り込んだ旨の金融機関の証明書。 (2) 銀行、損害保険会社、農林中央金庫、商工組合中央金庫、全国を地区とする信用金庫連合会、信用金庫又は労働金庫の支払保証委託契約締結証明書。
買受申出の資格の 制限 (民事執行規則 33 条)	☆印を付した物件は農地であるので、権限を有する行政庁の交付した買受適格証明書を有する者及び買受けについて農地法上の許可又は届出を必要としない者に限り、買受申出をすることができます。
一般の閲覧に供するため、物件明細書・現況調査報告書・評価書の各写しを令和 7 年 10 月 23 日から当庁物件明細書等閲覧室に備え置きます。次頁備考欄に「民事執行規則 30 条の 3 による価額変更」と記載のあるものについては、執行裁判所が同規則所定の方法によって前回の売却基準価額を変更したものです。	

物件番号	売却基準価額（円） 買受可能価額（円）	一括 売却	買受申出保証額（円）	令和7年度	
				固定資産税（円）	都市計画税（円）
1, 2	1, 290, 000 1, 032, 000	一括	258, 000	20, 259	5, 333
1	640, 000				
2	650, 000				
			</		



物 件 目 録

- | | | |
|---|-------|------------------|
| 1 | 所 在 | 釧路市桜ヶ岡二丁目 |
| | 地 番 | 20番19 |
| | 地 目 | 宅地 |
| | 地 積 | 210.29平方メートル |
| 2 | 所 在 | 釧路市桜ヶ岡二丁目 20番地19 |
| | 家屋 番号 | 20番19 |
| | 種 類 | 居宅 |
| | 構 造 | 木造亜鉛メッキ鋼板葺平家建 |
| | 床 面 積 | 71.28平方メートル |



物 件 明 細 書

令和 7年 9月25日

釧路地方裁判所民事部

裁判所書記官 石 田 能 也

1 不動産の表示

【物件番号1、2】

別紙物件目録記載のとおり

2 売却により成立する法定地上権の概要

なし

3 買受人が負担することとなる他人の権利

【物件番号1、2】

なし

4 物件の占有状況等に関する特記事項

【物件番号2】

本件所有者が占有している。

5 その他買受けの参考となる事項

なし

《 注 意 書 》

- 1 本書面は、現況調査報告書、評価書等記録上表れている事実等を記載したものであり、関係者の間の権利関係を最終的に決める効力はありません（訴訟等により異なる判断がなされる可能性もあります）。
- 2 記録上表れた事実等がすべて本書面に記載されているわけではありませんし、記載されている事実や判断も要点のみを簡潔に記載されていますので、必ず、現況調査報告書及び評価書並びに「物件明細書の詳細説明」も御覧ください。
- 3 買受人が、占有者から不動産の引渡しを受ける方法として、引渡命令の制度があります。引渡命令に関する詳細は、「引渡命令の詳細説明」を御覧ください。
- 4 対象不動産に対する公法上の規制については評価書に記載されています。その意



11

味内容は「公法上の規制の詳細説明」をご覧ください。

5 各種「詳細説明」は、閲覧室では通常別ファイルとして備え付けられています。



物 件 目 録

- | | | |
|---|-------|------------------|
| 1 | 所 在 | 釧路市桜ヶ岡二丁目 |
| | 地 番 | 20番19 |
| | 地 目 | 宅地 |
| | 地 積 | 210.29平方メートル |
| 2 | 所 在 | 釧路市桜ヶ岡二丁目 20番地19 |
| | 家屋 番号 | 20番19 |
| | 種 類 | 居宅 |
| | 構 造 | 木造亜鉛メッキ鋼板葺平家建 |
| | 床 面 積 | 71.28平方メートル |



令和 7年(ケ)第 13号
令和 7年 6月23日受理
令和 7年 8月 4日提出

現況調査報告書



釧路地方裁判所

執行官 古 田 正 士

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

物 件 目 録

- 1 所 在 釧路市桜ヶ岡二丁目
地 番 20 番 19
地 目 宅地
地 積 210.29 平方メートル
- 2 所 在 釧路市桜ヶ岡二丁目 20 番地 19
家屋 番号 20 番 19
種 類 居宅
構 造 木造亜鉛メッキ鋼板葺平家建
床 面 積 71.28 平方メートル



不動産の表示	「物件目録」のとおり			
住居表示	釧路市桜ヶ岡2丁目25番12号			
土地	物件1			
現況地目	☒ 宅地(物件1) ☐ 公衆用道路(物件) ☐ (物件)			
形状	☐ 公図のとおり ☐ 地積測量図のとおり ☐ 建物間取図のとおり ☒ 土地建物位置関係図のとおり			
占有者及び占有状況	☒ 土地所有者 ☐ その他の者 上記の者が本件土地上に下記建物を所有し、占有している。 ☐ 「占有者及び占有権原」のとおり			
下記以外の建物(目的外建物)	☒ ない ☐ ある(詳細は「目的外建物の概況」のとおり)			
その他の事項	「その他の事項」記載のとおり			
建物	物件2			
種類、構造及び床面積の概略	☒ 公簿上の記載とほぼ同一である ☐ 公簿上の記載と次の点が異なる(☐ 主たる建物 ☐ 附属建物) ☐ 種類: ☐ 構造: ☐ 床面積:			
物件目録にない附属建物	☒ ない ☐ ある			
占有者及び占有状況	☒ 建物所有者 ☐ その他の者 上記の者が本件建物を居宅(空き家)として使用している。 ☐ 「占有者及び占有権原」のとおり			
上記以外の敷地(目的外土地)	☒ ない ☐ ある(詳細は「目的外土地の概況」のとおり)			
その他の事項	「その他の事項」記載のとおり			
執行官保管の仮処分	☒ ない 地方裁判所 支部 平成 年()第 号 ☐ ある { 保管開始日 平成 年 月 日			
土地建物の位置関係	☐ 建物図面(各階平面図)のとおり ☒ 土地建物位置関係図のとおり			

(注) チェック項目中の調査結果は、「☒」の箇所の記載のとおり

その他の事項

物件1について

- ・ 境界石は確認できなかった。
- ・ 南西側境界線は公道（市道）と接している。
- ・ 接道より約1.3メートル高い。すべての隣地とはほぼ等高である。
- ・ 単管と木製の土留めが存在する（土地建物位置関係図のとおり、写真⑭）。
- ・ 西側角付近の樹木が北西側隣地（20番20）に越境している（写真⑯）。
- ・ アスファルト舗装のスロープが存在している（土地建物位置関係図のとおり、写真⑰）。

物件2について

- ・ 全体的に、経年等による汚損及び損傷が散見される。特に以下の部分で顕著である。
 - 1 台所、玄関、居間の床が損傷している（写真⑥⑦⑧）。
 - 2 和室の畳が損傷している（写真⑨）。
 - 3 和室の押入れが損傷し、ふすま紙がよれている（写真⑩）。
- ・ 台所に床下収納がある（写真⑪）。
- ・ 仮設スチール製物置（約2.16平方メートル、土地建物位置関係図のとおり、写真⑫）及び仮設木造物置（約1.62平方メートル、土地建物位置関係図のとおり、写真⑬）が存在する。
- ・ 風除室が存在する（写真⑮）。

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

調 査 の 経 過		
調 査 の 日 時	調 査 の 場 所 等	調 査 の 方 法 等
R7年7月10日（木） 15：20－15：35	物件所在地	物件確認、占有調査、写真撮影
R7年7月24日（木） 10：00－10：45	物件所在地	立入調査、占有調査、地積調査、写真撮影
R7年8月4日（月） 9：10－9：15	執行官室	接道調査（釧路市役所職員から電話聴取）

（特記事項）

☐ 令和 年 月 日
目的物件は不在で施錠されていると予想されたので、立会人及び解錠技術者を同行して臨場した。

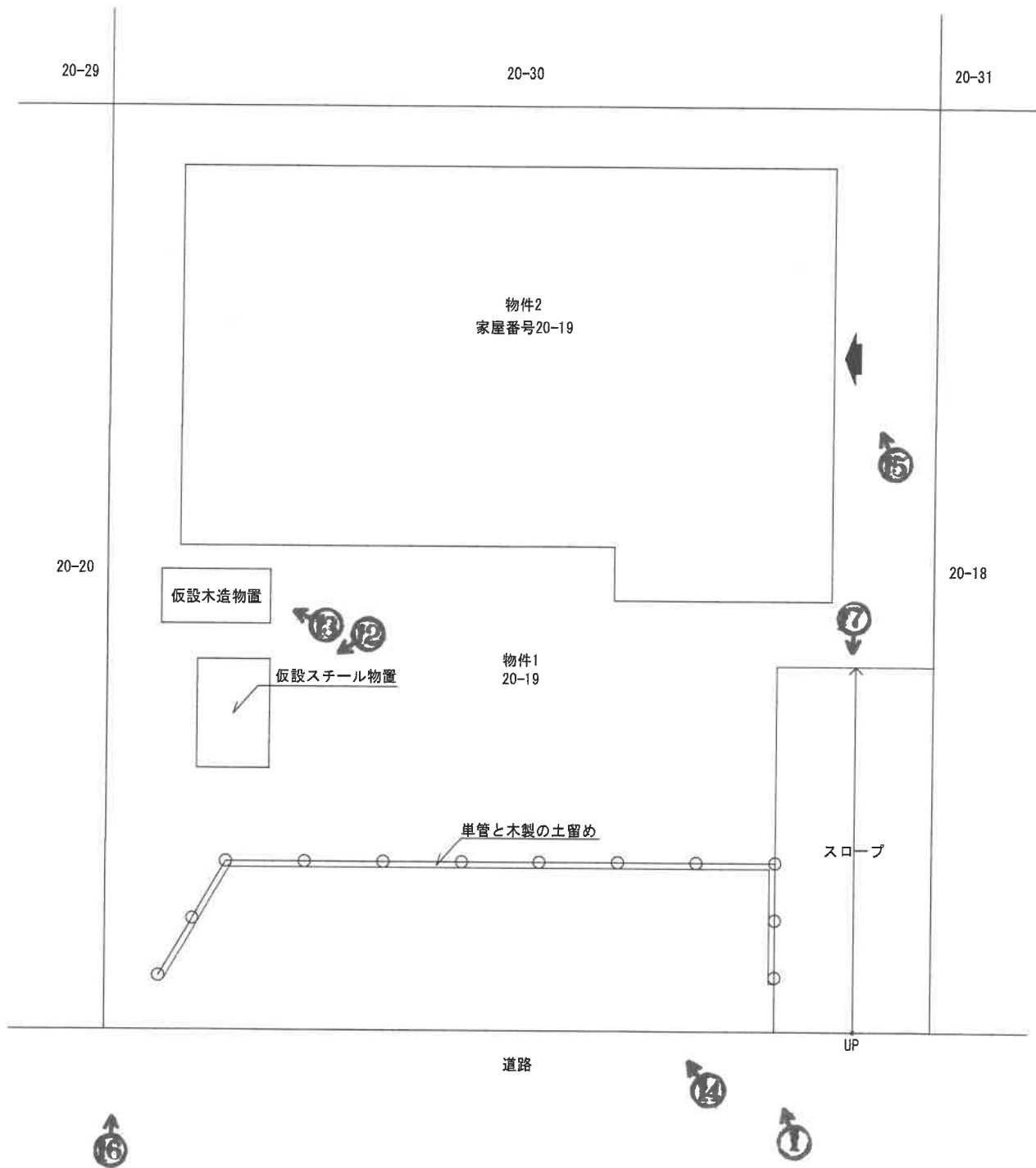
☒ 令和 7年 7月24日
目的物件は不在で施錠されていたので、立会人を立ち会わせ、解錠技術者に解錠させ、建物内に立ち入った。

☐ 令和 年 月 日
休日・夜間執行許可の提示をした。

（注）チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

土地建物位置関係図

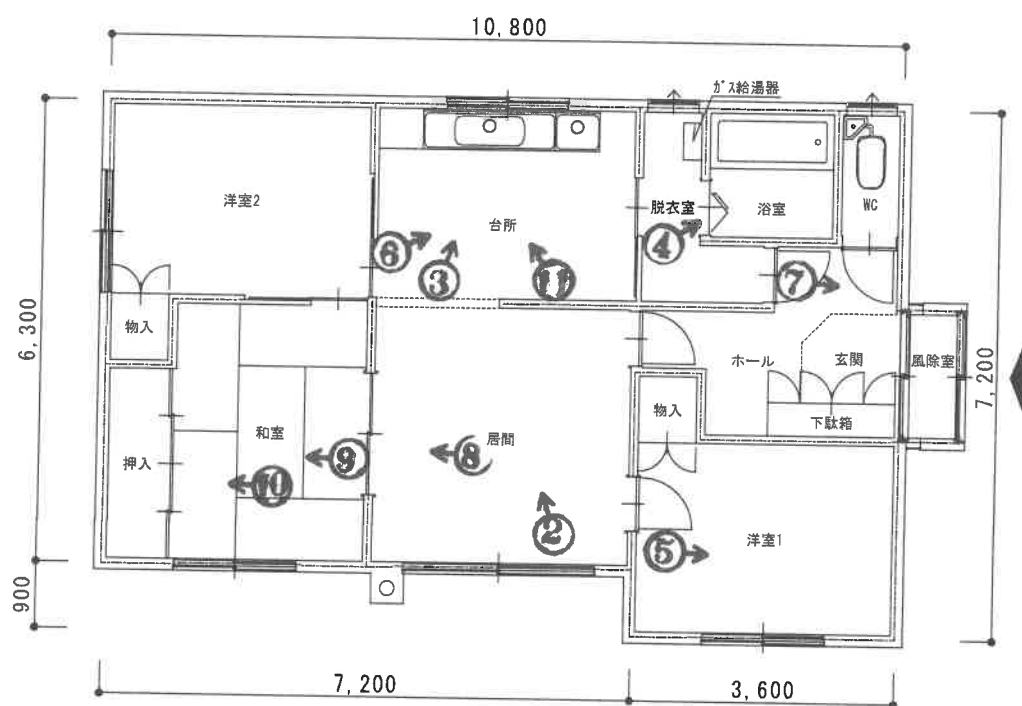
←○写真撮影位置・方向



S=1:100

建物間取図 S=1:100

←○写真撮影位置・方向





①



②





⑤



⑥



⑦



⑧



9



10



11



12



13



14



15



16



17

令和7年(ケ)第13号
令和7年7月24日 現地調査
令和7年8月7日 評価

釧路地方裁判所 御中

評価書



評価人 不動産鑑定士

小原 孝太郎

第1 評価額

一 括 価 格	
金 1, 2 9 0, 0 0 0 円	
内 訳 価 格	
物件 1 (土地)	金 6 4 0, 0 0 0 円
物件 2 (建物)	金 6 5 0, 0 0 0 円

- 1 一括価格は、物件1及び2の各不動産について、一括売却（民事執行法61条本文）を行うことを前提とした場合の価格である。
- 2 内訳価格は、配当等の判断のために一括価格の内訳として算出した価格である。
- 3 物件1の内訳価格は物件2のための土地利用権等価格を控除した価格であり、物件2の価格は当該土地利用権等付建物としての価格である。

第2 評価の条件

- 1 本件評価は、民事執行法により売却に付されることを前提とした適正価格を求めるものである。
したがって、求めるべき評価額は、一般の取引市場において形成される価格ではなく、一般の不動産取引と比較しての競売不動産特有の各種の制約（売主の協力が得られないことが常態であること、買受希望者は内覧制度によるほかは物件内部の確認が直接できないこと、引渡しを受けるために法定の手続をとらなければならない場合があること、目的物の種類又は品質に関する不適合には担保責任がないこと等）等の特殊性を反映させた価格とする。
- 2 評価は、目的物件の調査時点における現状に基づいて行うものであり、調査日以降発生した物件の現状変更については原則として考慮していない。
- 3 現地での物件調査は、原則として目視可能な部分に限定される。
- 4 物件に関する情報提供の内容は、民事執行法58条4項に定める場合を除いて、原則として公共機関で公開された資料に基づくものである。

第3 目的物件

番号	所 在 等	登 記	現 況
1	所 在 地 番 地 目 地 積	釧路市桜ヶ岡二丁目 20番19 宅 地 210㎡29	
2	所 在 家屋番号 種 類 構 造 床 面 積	釧路市桜ヶ岡二丁目 20番地19 20番19 居 宅 木造亜鉛メッキ鋼板葺平家建 71㎡28	
番号	特 記 事 項		
	建物南東側に風除室（約1㎡60）が設置されている。		

第4 目的物件の位置・環境等

1 土地の概況及び利用状況等（物件1）

位 置 ・ 交 通	J R根室本線「釧路」駅 くしろバス「桜ヶ岡通」停留所 (別添「位置図」参照)		南東方 道路距離 約6.2 k m 南西方 道路距離 約450m
付 近 の 状 況	一般住宅が建ち並ぶ区画整然とした住宅地域。一部店舗に近接優位性が認められ、高海拔地に位置することから見直しの動きが見られたが、中心市街地や北部商業圏への近接性に乏しく、市内北部・西部に比較して相対的な競争力は若干劣位する。		
主 な 公 法 上 の 規 制 等 (道路の幅員等 の個別的な規制 を考慮しない一 般的な規制)	都 市 計 画 区 分 用 途 地 域 建 ぺ い 率 容 積 率 防 火 規 制 そ の 他 の 規 制	市街化区域 第1種中高層住居専用地域 60% 200% 22条指定区域 宅地造成工事規制区域	
画 地 条 件	物件1土地は、南西側を幅員約8m舗装市道（はくよう台2線1）に面して間口13.700m、奥行13.500mの正方形の中間画地（一方を道路に面した土地）。この土地は、全体的に南西方下りの傾斜地を、接面市道と等高な南西側部分（物件1土地全体の約14%）と、接面市道より1.0m～1.3m程度高い北東側部分（物件2土地全体の約86%）の二段地状に造成された土地である。接面市道より1.0m～1.3m程度高い北東側部分は、南東側のスロープ状通路（アスファルト舗装済、幅約2.5m、南西方下り）から行き来する構造で、それぞれの部分は概ね平坦である。上記段差部部分（高低差：約1.0m～約1.3m）には木製と金属製ポール（単管）を組み合わせた土留めが設置されているが、当該土留めも一部劣化している。地盤高は、南西側市道より0m～1.3m程度高いほかは、他の隣接地とは概ね等高である。		
接面道路の状況	南西側幅員約8m舗装市道（建築基準法第42条1項1号該当）		
土地の利用状況等	物件1の土地は、その全てが物件2建物の敷地として利用されている。建物は本件土地のやや北東側に寄せて建てられている。建物の南西側には、仮設の木造物置1棟（設置面積約1㎡62）と、仮設のスチール物置1棟（設置面積約2㎡16）が設置されているが、何れも劣化している。		
供 給 処 理 施 設	上 水 道	あ り	(南西側市道内の公設管より引込済、特記事項④参照)
	ガ ス 配 管	あ り	(南西側市道内のガス管より引込済)
	下 水 道	あ り	(南西側市道内の公設管より接続済)

特 記 事 項	① 土壌汚染の可能性 対象土地については、現地調査及び土地閉鎖登記簿、過去の住宅地図による過去の履歴調査等の結果、土壌汚染の可能性は確認できなかった。但し、評価人としての調査は限界があり、詳細については専門家による調査を要するものである。 ② 本件土地の範囲及び建物の位置等は、法務局備付の公図及び建物図面等を参考として現地にて概測したもので、境界石を確認できなかった。正確には別途測量を要する。 ③ 本件土地内西角付近の庭木の枝が北西側隣接地に越境している。 ④ 釧路市上下水道部に聴取したところ、南西側の公設管から給水引込されているが、引込管の一部が南東側隣接者と一部共用となっているとの由である。 ⑤ 北東側隣接地が設置したブロック塀が劣化により、本件土地内に傾いているのが確認される。
---------	---

2 建物の概況及び利用状況（物件2）

区 分	主たる建物
建築時期及び経済的残存耐用年数	建築年月日（登記記載）：昭和52年6月6日新築 経 過 年 数：約48年 経済的残存耐用年数：約5年
仕 様	構 造：木造 屋 根：長尺カラー鉄板葺 外 壁：金属系サイディング張 内 壁：ビニールクロス貼、化粧耐火ボード張等 天 井：天井板張、ビニールクロス貼等 床：木質フロア、クッションフロア、畳等 設 備：上下水道、都市ガス、ガス給湯機等
床面積（現況）	増 築 な し 床面積 1階 71㎡28 合計 71㎡28
現況用途等	階 層：平家建 現況用途：居 宅 間 取 り：別添間取図参照（3LDKタイプ）
品 等	総 合 建築当時としては中位 使用資材 建築当時としては中位 施 工 建築当時としては中位
保守管理の状態	中 位
建物の利用状況	建物は利用されておらず、空家となっている。（詳細については現況調査報告書参照）
特 記 事 項	① 築年数が50年近く経過した平家建の居住用建物で、給湯設備やトイレ設備等の入替工事や内部仕上工事が行われた模様であるが、外壁が一部腐食し、軒天部分が破損しているほか、建物内部でも和室の押入れ・ふすまが損傷・汚損し、床や内壁、天井部分が摩耗する等、全体的に経年相応の物理的・機能的な劣化が確認される。 ② 建物南西側に木造仮設物置1棟（設置面積約1㎡62）とスチール製1棟（設置面積約2㎡16）が設置されているが、2棟とも物理的に劣化している。 ③ 台所に床下収納が設置されている。 ④ 本件建物については、釧路市都市整備部建築課において照会したところ、新築時点において建築確認申請がなされているが、工事完了検査は未済である。

第5 評価額算出の過程

1 基礎となる価格

(1) 建付地価格（物件1）

目的土地の建付地価格を次のとおり求めた。

番号	標準画地価格 (円/㎡) ア	個別 格 差 イ	地 積 (㎡) ウ	建付減価 エ	建 付 地 価 格 (円) ア×イ×ウ×エ=オ
1	12,600	0.80	210.29	0.90	1,908,000

ア 標準画地価格（地価公示価格からの規準）

地価公示地 釧路-18

地価公示価格 時点修正 標準化補正 地域格差 標準画地価格
 $12,000 \text{ 円/㎡} \times 100.0/100 \times 100/95.0 \times 100/100 = 12,600 \text{ 円/㎡}$

◇ 時点修正：上記地価公示価格の価格時点から評価日までの推定変動率を±0.0%と査定した。

◇ 標準化補正：方位-5%

◇ 地域格差：なし

イ 個別格差：敷地内高低差-10%、道路高低差-10%

ウ 地 積：登記数量による。

エ 建付減価：土留めの劣化等を含め、建物等と敷地との適応の状態等を考慮した。

(2) 建物価格（物件2）

建物の再調達原価を、建物建築費の推移動向を考慮した標準的な建築費に比準して求め、これに耐用年数に基づく方法及び観察減価法を併用して求めた現価率を乗じて、建物の価格を求めた。建物南西側には仮設物置2棟が見られるが、経年劣化しており、経済価値は認められなかった。

番号	再調達原価 (円/㎡) ア	現況延床面積 (㎡) イ	現 価 率 ウ	建物の価格(円) ア×イ×ウ=エ
2	250,000	71.28	0.066	1,176,000

ウ 現価率：経過年数約48年、経済的残存耐用年数約5年、観察減価率は建物の状態を考慮して30%と判断し、下記により求めた。

$$\frac{\text{経年減価} \quad \text{観察減価}}{5 \text{ 年}} \times (1 - 0.30) = 0.066$$

48 年 + 5 年

2 積算価格の査定

前記により求めた価格に、土地については土地利用権等価格を控除し、建物については土地利用権等価格を加算し、さらに競売市場修正等を施して、下記のとおり評価額を求めた。

① 土地利用権等価格

番号	建付地価格(円) ア	土地利用権等割合 イ		土地利用権等価格(円) ア×イ＝ウ
1	1,908,000	0.20	法定地上権	382,000

ア 法定地上権の及ぶ範囲を物件1土地の全てと判断した。

イ 法定地上権の割合を20%と査定した。

② 内訳価格及び一括価格

番号	基礎となる価格 (円) (1(1)オ, 1(2)エ) ア	土地利用権等 価格の控除 及び加算 (円) (2①ウ) イ	占有 減価 修正 ウ	市場 性 修正 エ	競売 市場 修正 オ	その他 の控除 減価 カ	評価額(円) (ア±イ)×ウ ×エ×オ×カ (万円未満切捨)
1	1,908,000	－382,000	－	0.60	0.70	－	640,000
2	1,176,000	＋382,000	－	0.60	0.70	－	650,000
一括価格(合計)							1,290,000

ウ 占有減価修正：なし

エ 市場性修正率：同一需給圏における中古住宅市場の動向、当該物件の立地条件等を考慮し、建築確認における工事完了検査は未済である上、将来的に擁壁、庭木等の措置費用を要する可能性が高いことから、市場性修正率を0.60と判定した。

オ 競売市場修正：第2の評価条件欄記載の不動産競売市場の特殊性等を考量のうえ、競売市場修正率として0.7を乗じた。

カ その他の控除減価：なし

第6 参考価格資料

1 地価公示価格（釧路－18）

所 在：釧路市桜ヶ岡2丁目16番46「桜ヶ岡2-5-9」
価 格：12,000円／m²
位 置：J R根室本線「釧路」駅 南東方約6.0 k mに位置。
価 格 時 点：令和7年1月1日
地 積：201m²
供給処理施設：水道・下水・都市ガス
接 面 街 路：北西側8m市道に接面
用途指定等：市街化区域、第1種中高層住居専用地域
（指定建蔽率60%、指定容積率200%）
地 域 の 概 要：一般住宅が建ち並ぶ区画整然とした住宅地域

2 固定資産税評価額（令和7年度）

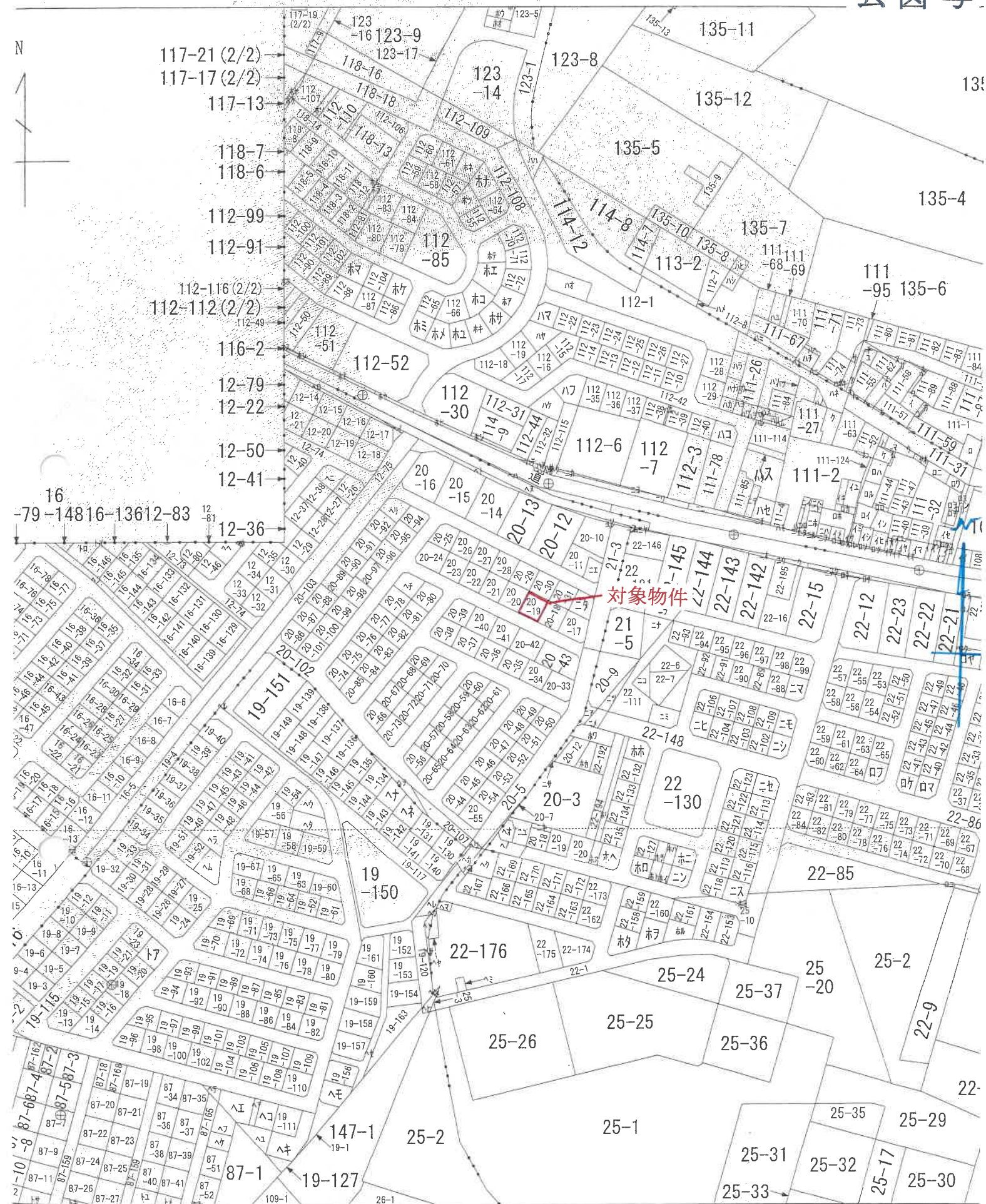
物件1 1,802,610 円
物件2 1,116,259 円

第7 附属資料

- 1 受命物件の位置図
- 2 公図写
- 3 地積測量図
- 4 土地建物位置関係図
- 4 建物間取図

以 上





(座標値種別：図上測定)

る図面は、土地の区画を明確にした不動産登記法所定の地図が備え付けられるまでの間、これに代わるものとして備え付け図面で、土地の位置及び形状の概略を記載した図面です。
 国土地理院が公表した座標補正パラメータ(tokachi2003.par)による修正がされています。

地番区域目

縮尺 1 : 3000 津

登記年月日：昭和52年1月10日

420619

地番

20-1・20-9～20-32

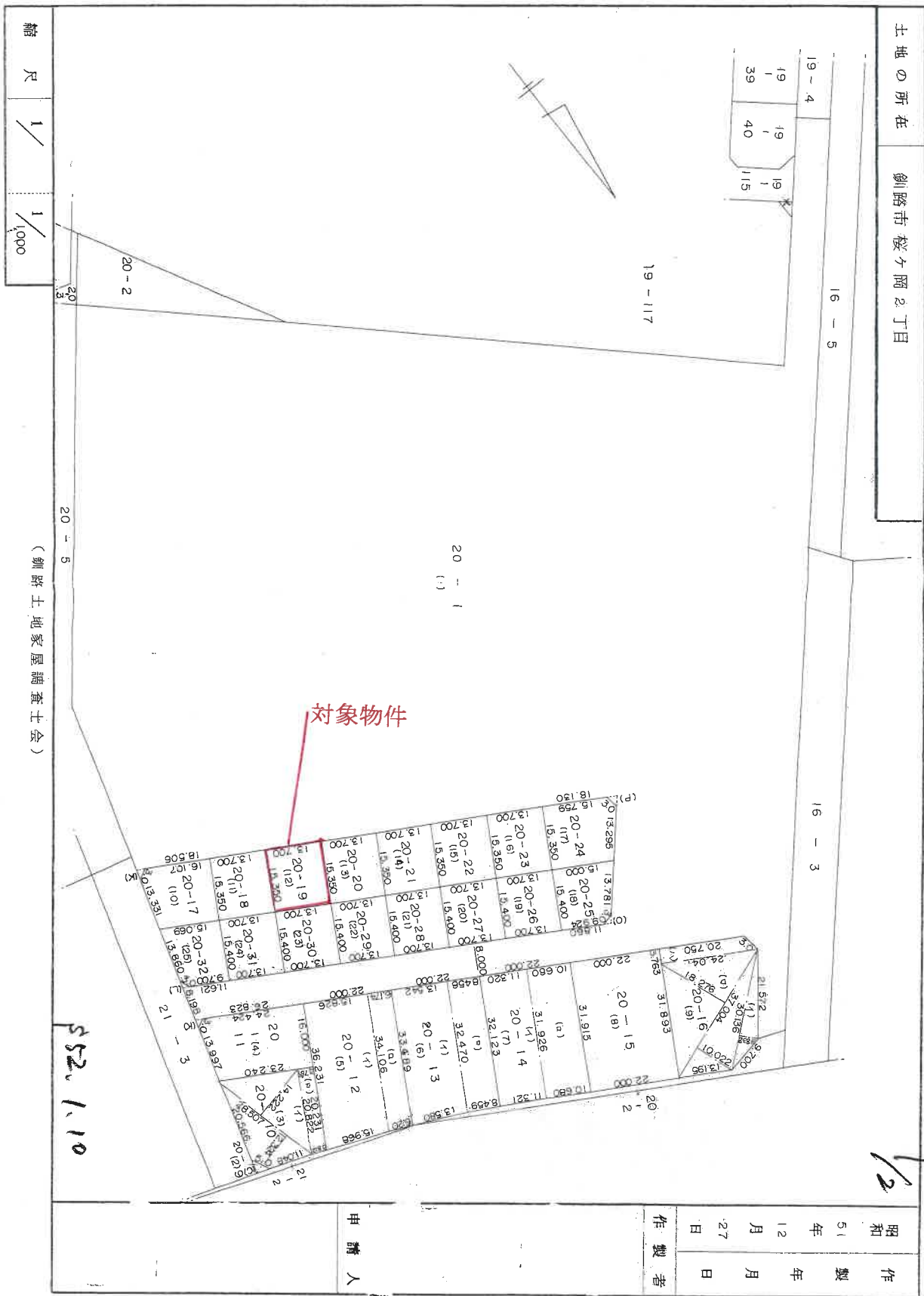
土地の所在

釧路市桜ヶ岡2丁目

土地積測量図

これは図面に記録されている内容を証明した書面である。
(釧路地方法務局管轄)
昭和7年5月27日
東京法務局

登記官



作製者
昭和51年12月27日

申請人

本図面は法務局備付のA3版をA4版に縮小印刷したものである。

登記年月日：昭和52年1月10日

420620

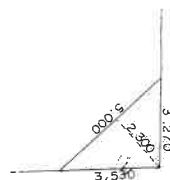
地番 20-1 20-9 20-32

土地の所在 釧路市 桜ヶ岡 2丁目

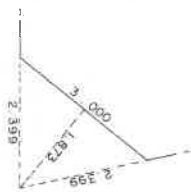
土地積測量図

20-9 拡大図 (2)

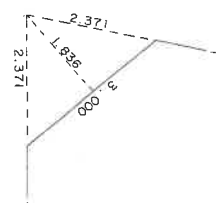
地番	符	算式	地積
20 - 9	(2)	$5.000 \times 2.300 \frac{1}{2}$	5.7500
20 - 10	(3)	(A) $(14.222 + 12.324) \times 28.507 \frac{1}{2} - 5.7900$	372.6234
	(3)	(O) $(20.231 + 20.822) \times 3.769 \frac{1}{2}$	77.3643
20 - 11	(4)	$(23.240 + 26.823) \times 16.000 \frac{1}{2} - 2.8095$	449.9877
	(4)	(A) $(34.106 + 36.231) \times 15.826 \frac{1}{2}$	556.5766
20 - 12	(5)	(A) $(33.489 + 34.106) \times 6.174 \frac{1}{2}$	208.6657
	(5)	(A) $(32.470 + 33.489) \times 13.542 \frac{1}{2}$	765.2423
20 - 13	(6)	(A) $(32.123 + 32.470) \times 8.458 \frac{1}{2}$	446.6083
	(6)	(A) $(31.926 + 32.123) \times 11.320 \frac{1}{2}$	273.1637
20 - 14	(7)	(A) $(31.915 + 31.926) \times 10.680 \frac{1}{2}$	719.7720
	(7)	(A) $(31.926 + 32.123) \times 11.320 \frac{1}{2}$	362.5173
20 - 15	(8)	$(31.893 + 31.915) \times 22.000 \frac{1}{2}$	340.9109
	(8)	(A) $30.136 \times 3.838 \frac{1}{2}$	703.4282
20 - 16	(9)	(A) $(10.022 + 18.276) \times 37.004 \frac{1}{2}$	57.8309
	(9)	(A) $(24.041 + 20.750) \times 3.763 \frac{1}{2}$	523.5695
			84.2742
			5.65.6745
20 - 17	(10)	$(15.059 + 18.506) \times 15.350 \frac{1}{2} - 2.8095$	254.8765
	(10)	13.700×15.350	210.2950
20 - 18	(11)	13.700×15.350	210.2950
20 - 19	(12)	13.700×15.350	210.2950
20 - 20	(13)	13.700×15.350	210.2950
20 - 21	(14)	13.700×15.350	210.2950
20 - 22	(15)	13.700×15.350	210.2950
20 - 23	(16)	13.700×15.350	210.2950
20 - 24	(17)	$(15.000 + 18.130) \times 15.350 \frac{1}{2} - 2.7544$	251.5187
20 - 25	(18)	$(11.860 + 15.000) \times 15.400 \frac{1}{2} - 1.8675$	204.9845
20 - 26	(19)	13.700×15.400	210.9800
20 - 27	(20)	13.700×15.400	210.9800
20 - 28	(21)	13.700×15.400	210.9800
20 - 29	(22)	13.700×15.400	210.9800
20 - 30	(23)	13.700×15.400	210.9800
20 - 31	(24)	13.700×15.400	210.9800
20 - 32	(25)	$(11.621 + 15.069) \times 15.400 \frac{1}{2} - 1.8615$	203.7115
20 - 1	(1)	32521.4253 - 7652.1806	7652.1806
			24869.2447



(C) 5.000 x 2.300 1/2 = 5.7500



(K) 3.000 x 1.973 1/2 = 2.8095



(P) 3.000 x 1.836 1/2 = 2.97540



(O) 3.000 x 1.225 1/2 = 1.8375

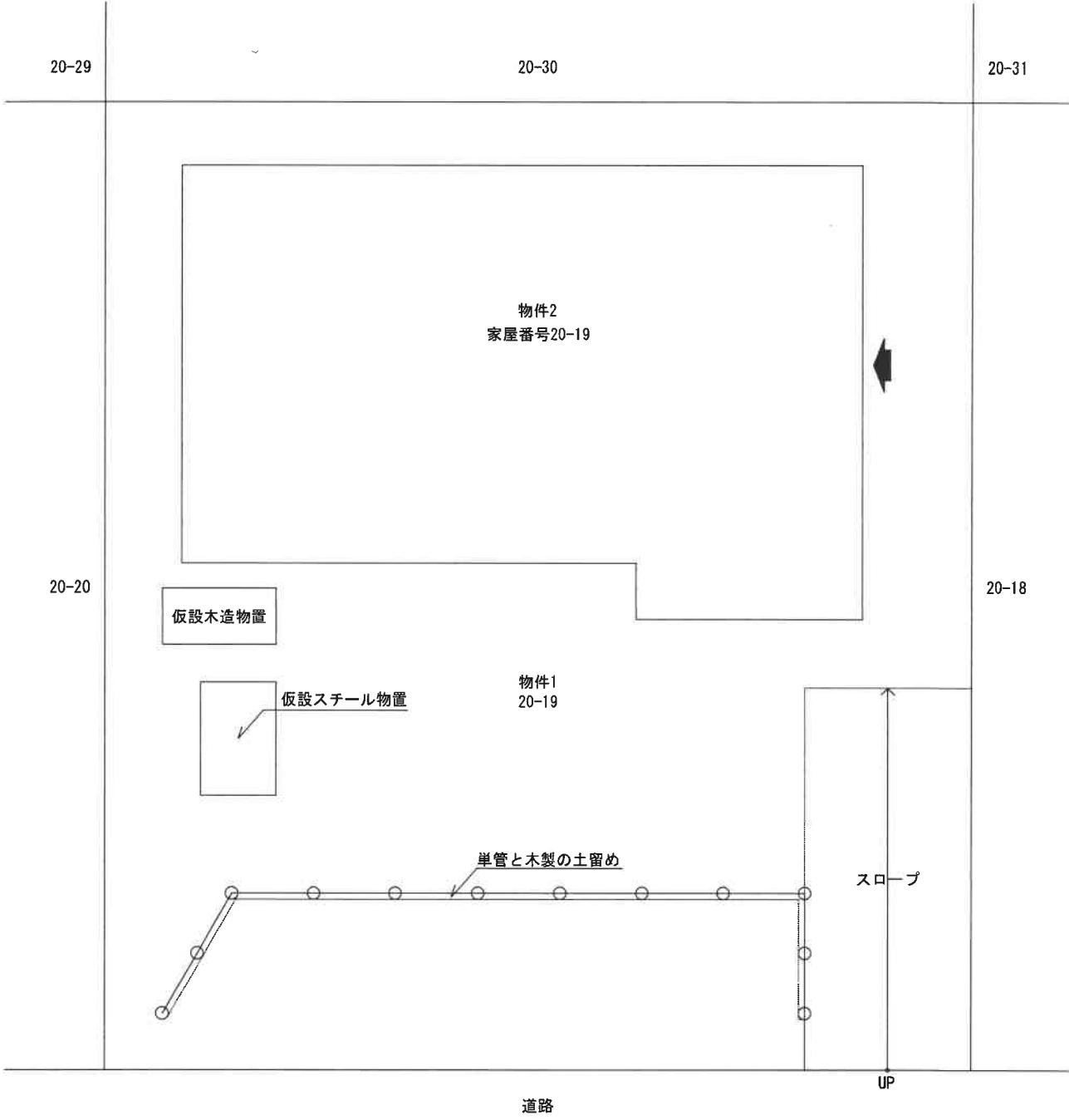


(L) 3.000 x 1.201 1/2 = 1.8015

昭和51年12月27日 作製者

申請人

土地建物位置関係図



S=1:100

建 物 間 取 図 S=1:100

